

# 全国市町村役場所在地データ 令和3年版

## 【データの説明書】

1. 本データは、『全国市町村要覧 令和3年版』に基づき作成したものである。
2. 本データは、『全国市町村要覧 令和3年版』のうち下記の内容を収録した。

○市区町村コード・市区町村名漢字・読み〔カタカナ〕  
○役所役場の位置〔漢字・カタカナ〕・郵便番号（7桁）（※）

※なお、震災等により主たる役場機能を担う事務所を他の市町村の区域等に移転している市区町村における、当該事務所の位置・郵便番号については、PDF ファイルに収録した。

3. 収録事項の出所、用語の意味等は次のとおりである。

### ○ 市区町村コード（全国地方公共団体コード）

このコード番号は、総務省自治行政局地域情報政策室が主に電算処理のために昭和43年より設定している「全国地方公共団体コード」であり（令和3年10月1日現在）、統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード（行政管理庁告示）及び日本産業規格（JIS）として制定されているものである。（末尾1桁を除く5桁コード）なお、コード番号末尾（6桁目の数字）は電算処理におけるチェック用の検査数字である。

- (1) 第1桁及び第2桁の番号：各都道府県を意味し01から47までの連番号とする。
- (2) 第3・4・5桁の番号

#### ア 指定都市

：100で表示している。ただし、1の都道府県の区域内に、2以上の指定都市がある場合は、100から199までの数字のうちから定めている。

#### イ 特別区及び指定都市の区

：101から199までの連番号で表示している。ただし、1の都道府県の区域内に、2以上の指定都市がある場合は、101から199までの数字のうちで、指定都市のコードにつづく連番号で表示している。なお、利用上の便宜のため、全特別区の区域にコードを付し、これを100で表示している。

#### ウ 市（指定都市を除く。）

：201から299までの連番号で表示している。

#### エ 町 村（北海道の区域内にある町村を除く。）

：301から799までの数字を、301～319、321～339、…781～799の19ずつのグループに区分し、各郡の区域にそれぞれのグループを割り当て、各郡に属する町村を各グループの範囲内の連番号で表示している。ただし、沖縄県島尻郡については、341～369までを、同県宮古郡については、371～379までを割り当てている。

#### オ 北海道の区域内にある町村

：301から779までの数字を、301～329、331～359、…751～779の29ずつのグループに区分し、各総合振興局・振興局の所管区域にそれぞれのグループを割り当て、各総合振興局・振興局の所管区域内の町村を各グループの範囲内の連番号で表示している。

#### カ 東京都の支庁の所管区域内にある町村

：東京都の大島、三宅、八丈及び小笠原の各支庁の所管区域は、その区域をもって1の郡とみなし、所管区域内の町村を連番号で表示している。

### (3) 検査数字

全国地方公共団体コードにおける検査数字は、次の方法により算出した数字としている。

（方式） 第1桁から第5桁までの数字に、それぞれ6、5、4、3、2を乗じて算出した積の和を求め、その和を11で除し、商と剰余（以下「余り数字」という。）を求めて、11と余り数字との差の下1桁の数字を検査数字としている。

ただし、積の和が11より小なるときは、検査数字は、11から積の和を控除した数字である。

（算出例） コード 1 6 2 0 1 (注) ①余り数字が0のとき、  
× × × × × 検査数字は1。

乗 数 6 5 4 3 2

積……6 30 8 0 2

積の和…6+30+8+0+2=46

46÷11=4 余り数字2

11-2（余り数字）=9

検査数字 9

②余り数字が1のとき、  
検査数字は0。

③余り数字が10のとき、  
検査数字は1。

### ○ 市区町村名漢字・読み〔カタカナ〕

- (1) 表記…常用漢字及び一般の通用字体（JIS漢字第一水準等）を原則としたが、官報告示及び都道府県からの届出により、一部実情に併せて旧字体等を収録した。（令和3年4月各都道府県市区町村担当課等あて照会令和3年10月1日現在）
- (2) 読み…各都道府県市区町村担当課等の調査による。（令和3年4月各都道府県市区町村担当課等あて照会令和3年10月1日現在）

### ○ 役所役場の位置・郵便番号

各都道府県の回答による。（令和3年4月各都道府県市区町村担当課等あて照会。その後に移転等により変更があった位置・郵便番号については、原則として各都道府県から令和3年7月31日までに報告があったものを収録。）

4. 字体 常用漢字及び一般の通用字体（JIS漢字第一水準等）によって編集した。

ただし、都道府県の回答によって一部旧字体等を使用した。